

予備試験答案練習会（憲法）採点基準表

受講者番号

	小計	配点	得点
【設問1】	(40)		0
□「思想・良心の自由」の侵害の認定（10点）			
・ Xの「思想・良心の自由」の問題であることの指摘。		2	
・ 憲法19条の「思想・良心」の解釈が示されていること。		2	
・ 憲法19条の「侵してはならない」の解釈が示されていること。		4	
・ その上で、Xの有する思想等が示され、それが憲法19条によって保護され、また、侵害されていることの認定。		2	
□「団体と個人」の判断枠組み（16点）			
・ 団体の規律権と個人(構成員)の人権が衝突しているケースであることの指摘。		4	
・ Yには、さまざまな思想等を有するものが存在することが予定されていることの指摘。		4	
・ 当該ケースの判例（国労広島地本事件、南九州税理士事件、群馬司法書士会事件）に即した判断枠組みが示されていること。		8	
□当てはめ（14点）			
・ Yは、会の目的が法定され、会社等とは団体の性格が異なることの指摘（団体の目的、性質）。		4	
・ 本件各会への寄附・募金は、本来的に個別的判断に基づいて行われるべきものであることの指摘（行為の対象、性質）。		4	
・ 本件決議による会費増額徴収が、寄附・募金の強制につながることの指摘（権利侵害の内容・程度）。		4	
・ 寄附・募金の強制が「目的の範囲内」を超えるものであること、あるいは、会費増額の本件決議が公序良俗違反であることの結論。		2	
※「目的の範囲内」のみの一段審査、私人間効力の問題として民法90条の「公序良俗」違反の審査等、自己なりの判断枠組みが示され、結論が導かれていた場合には20点を限度に加点する。Yを公的サービスを受託していることから公共団体とみなし、通常の違憲審査基準を定立した場合には10点を限度に加点する。			
※Xの結社の自由、居住の自由について言及している場合には、6点を限度に加点する。			
【設問2】	(40)		0
□強制加入団体性について（12点）			
・ Yは、あくまで、任意加入団体であるとの反論。		2	
・ それに対して、Yが担っている広範な公的サービスの内容、また、未加入者の不利益の内容等の事情を指摘したうえで、実質的には強制加入団体であるか、それでもなお任意加入団体であるかの評価。		6	
・ 上記の検討を踏まえ、私見としてどのような判断枠組みを用いるかの提示。		4	
□「目的の範囲内」（8点）			
・ Y自治会活動の「目的の範囲内」は、狭く限定されないとの反論		2	
・ それに対して、地方自治法の当該規定を引きながら、税理士会等の団体との比較や、自治会という性質等を踏まえて、Yの「目的の範囲内」について評価が示していること		6	
□寄附・募金行為の性質、利益侵害の内容（16点）			
・ 本件各会への寄附・募金行為は、価値中立的なものである（政治色等が薄い）こと、また、本件決議によって義務付けられるのは会費の増額にすぎないとの反論		4	
・ それに対して、本件決議以前の、寄附・募金の徴収実態の事情を指摘したうえで、本件各会への個別的価値判断に基づいて行われていたかなど、寄附・募金行為の性質について評価が示されていること		6	
・ 本件決議による増額は、Yにおいて他の自治会費とは別に管理し、その全額を、本件各会への寄附・募金に充て、繰り越さないことが予定されていた事情を指摘したうえで、会員の利益侵害の内容について評価が示されていること。		6	
□結論（4点）			
・ 上記の検討を踏まえて、自己の判断枠組みに即した結論が示されていること。		4	
※Yを任意加入団体と評価した場合には、八幡製鉄事件を意識して「目的の範囲内」が否かの判断枠組みで検討され、一定の結論が示されていた等の場合には、30点を限度で加点する。			
※判例に即していなくとも、自己なりの判断枠組みが示され、一定の結論が示されていた場合には、20点を限度に加点する。			
※「目的の範囲内」、寄附行為の性質、権利侵害の内容等について、その他の適切な争点形成がなされていた場合には、10点を限度に加点する。			
裁量点	(20)	20	0
合計	(100)	100	0